

(案)

資料 2  
R03.10.25  
令和 3 年度第 3 回審議会資料

令和 年 月 日

長野市長 加藤 久雄 様

長野市廃棄物減量等推進審議会  
会長 小木曾 加奈

一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについて（答申）

令和 3 年 6 月 30 日 付け 3 生環第 322 号で諮問のありました一般廃棄物（ごみ）  
処理手数料の見直しについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたしま  
す。

記

- 1 一般廃棄物（ごみ）処理手数料について  
(1) 定期収集によるもの（集積所に出すもの）

ごみ処理経費に対する手数料収入の割合に大きな変化がないこと、平成 20  
年度と比較してごみ減量効果が維持できていること、家計からみた場合、1 世  
帯当たりの年間支出平均額に大きな変化がないこと及び周辺市町村と同程度  
の料金水準となっており、均衡が取れていることから、下表のとおり据え置き  
とする。

区 分		現行料金	改定料金
可燃ごみ	容量が10リットル相当の 指定袋 1 袋につき	10円	据え置き
	容量が20リットル相当の 指定袋 1 袋につき	20円	据え置き
	容量が30リットル相当の 指定袋 1 袋につき	30円	据え置き
	容量が40リットル相当の 指定袋 1 袋につき	40円	据え置き
不燃ごみ	容量が20リットル相当の 指定袋 1 袋につき	20円	据え置き
	容量が30リットル相当の 指定袋 1 袋につき	30円	据え置き
粗大ごみ	粗大ごみシール 1 枚につき	40円	据え置き

資源物	プラスチック容器包装、紙、缶、ペットボトル、ビン、剪定枝葉等	無料	据え置き
-----	--------------------------------	----	------

(2) 資源再生センターに搬入するもの

不燃ごみについては、10kg当たりのごみ処理原価の50%相当額として下表のとおり改定する。

資源物については、資源の有効活用を図り、分別の促進・ごみの減量を図るため、据え置きとする。

区 分	現行料金	改定料金
不燃ごみ（10kgまでごと）	170円	180円
資源物（10kgまでごと）	30円	据え置き

(3) 一時的に多量に排出されるごみ

人件費は減少となったが、燃料費、及びながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターの処理手数料が増加となったことから、下表のとおり改定する。

区 分	現行料金	改定料金
2トン車1台分	25,800円	26,100円
2トン車1/2台分	16,300円	16,600円
2トン車1/4台分	11,600円	11,800円

(4) 特定家庭用機器廃棄物

ごみ処理原価に大きな変化がないため、下表のとおり据え置きとする。

区 分	現行料金	改定料金
収集	4,400円	据え置き
搬送（1台当たり）	1,500円	据え置き

(5) 犬、猫等の死体

収集運搬については、ごみ処理原価に大きな変化がないため、下表のとおり据え置きとする。

処分費用については、ながの環境エネルギーセンターの処理手数料が改定されることに伴い、下表のとおり改定する。

区 分		現行料金	改定料金
市が収集、運搬 及び処分するもの	収集運搬	4,400円	据え置き
	犬、猫等の死体重量10kgまでごとに	160円	170円